

農畜水産物等の放射性物質検査計画（平成29年度第2四半期分）

宮 城 県
平成29年6月28日

「農畜水産物等の放射性物質検査について（平成29年3月24日付け生食発0324第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）」及び「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（平成29年3月28日付け食と暮第755号宮城県環境生活部長通知。以下「監視指導計画」という。）」に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物及び野生鳥獣並びに県内で販売される食品の検査計画を策定する。

1 検査対象品目

平成23年4月4日付け「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部作成，最終改正：平成29年3月24日）」のⅡの3及び監視指導計画第4の2及び3に掲げる品目のうち、県内で生産又は販売される次の食品

(1) 農産物

- ① 県内で生産及び販売される主要な野菜類，果実類のうち，計画期間に収穫期を迎える品目
- ② 穀類（米，麦類，そば）及び豆類（大豆）については，個別計画により対応する。

(2) 林産物

下記品目のうち，計画期間に収穫期を迎える品目

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
野生きのこ類，くさそてつ（こごみ），こしあぶら，ぜんまい，たけのこ，たらのめ，わらび
- ② 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目（①に掲げる品目を除く。）
原木しいたけ（露地栽培），ぶなはりたけ，うわばみそう（みず），うど

(3) 畜産物

- ① 原乳
県内の5か所の集乳施設（クーラーステーション等）からそれぞれ採取した原乳
- ② 牛肉
「出荷・検査方針」（平成23年8月19日原子力災害対策本部長へ提出，平成27年11月4日見直し）に基づき，肥育牛及び廃用牛等の出荷時検査を行う。（ただし，廃用牛については事前に生体検査を実施する。）

(4) 水産物

下記品目のうち，計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

- ① 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

(ア) 海産魚種

メバル・ソイ・カサゴ類（主な生息地が100m以浅の品目）、クロダイ、スズキ

(イ) 内水面魚種

イワナ・ヤマメ、コイ・ウグイ、ウナギ、アユ、ナマズ類

② 過去に国による出荷制限をかけられたことがある品目

スズキ、ヒラメ、ヒガンフグ

③ 過去に県による出荷自粛をかけたことがある品目

イシガレイ、ウナギ

(5) 野生鳥獣

下記品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

② 県内での生息数が多い品目（①に掲げる品目を除く。）

カルガモ、キジ

(6) その他の食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの（乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品を含む。）

2 検査対象市町村等の設定

(1) 基準値を超える放射性セシウムを検出した品目の検査

① 平成28年4月以降、県内で基準値を超える放射性セシウムが確認された品目

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する。

② 平成28年4月以降、県内で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された品目（①を除く。）

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。）

(2) 基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した品目の検査

平成28年4月以降、県内で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された品目について、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウ

ムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

(4) 水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

農産物、野生のきのこ・山菜などのように収穫時期が限定されている品目については収穫の段階で検査を実施する。

乳については2週間に1回以上とする。

水産物については、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表する。

5 検査結果に基づく措置

(1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。

(2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法に基づく廃棄命令、回収命令等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法に基づく措置のほか、原因を調査し、必要に応じて原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部より出荷制限の指示が出た品目・区域については、検体の採取が可能な品目については、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※計画の詳細は別紙のとおり。

(別紙)

県内農畜水産物等の放射性物質検査計画 【平成 29 年度第 2 四半期分】

区分	月別種別計画			備考		
	7月	8月	9月			
農産物	穀類	小麦 そば (6点程度)	米 小麦 そば (13点程度)	米 そば (68点程度)		
	野菜類・果実類	エダマメ キュウリ コマツナ スイートコーン タマネギ 等 (171点程度)	カボチャ コマツナ ジャガイモ ナス ニホンナシ 等 (70点程度)	カブ キャベツ コマツナ サツマイモ ダイコン 等 (136点程度)		
林産物	きのこ類	菌床さくらげ 菌床しいたけ 菌床なめこ 菌床まいたけ 原木しいたけ (14点程度)	菌床さくらげ 菌床しいたけ 原木しいたけ 野生きのこ (11点程度)	菌床しいたけ 菌床まいたけ 原木しいたけ はたけしめじ 野生きのこ (51点程度)		
	山菜類	たけのこ (11点程度)	うわばみそう(みず)の実 (2点程度)	根わさび (2点程度)		
畜産物		原乳 (10点)	原乳 (10点)	原乳 (10点)		
		牛肉 (出荷牛全頭約2,000頭)	牛肉 (出荷牛全頭約2,000頭)	牛肉 (出荷牛全頭約2,000頭)		
水産物	海産魚種	表層	カタクチイワシ マイワシ サバ類 マアジ	カタクチイワシ マイワシ サバ類 マアジ	カタクチイワシ マイワシ サバ類 マアジ	
		中層	スズキ アイナメ ソイ スズキ アイナメ ソイ メバル マダイ マダイ クロダイ ヒガンフグ	スズキ アイナメ ソイ スズキ アイナメ ソイ メバル マダイ マダイ クロダイ ヒガンフグ スルメイカ ヤリイカ	スズキ アイナメ ソイ スズキ アイナメ ソイ メバル マダイ マダイ クロダイ ヒガンフグ スルメイカ ヤリイカ	
		底層	ヒラメ類 カレイ類 タラ類 アンコウ類 アナゴ類 キチジ エゾイソアイナメ ケムシカジカ タコ シャコ	ヒラメ類 カレイ類 タラ類 アンコウ類 アナゴ類 キチジ エゾイソアイナメ ケムシカジカ タコ シャコ	ヒラメ類 カレイ類 タラ類 アンコウ類 アナゴ類 キチジ エゾイソアイナメ ケムシカジカ タコ シャコ	
		貝類	アカガイ(もしくはアサリ) ツブガイ キタムラサキウニ	アカガイ(もしくはアサリ) ツブガイ キタムラサキウニ	アカガイ(もしくはアサリ) ツブガイ キタムラサキウニ	
		海藻類	コンブ	コンブ	コンブ	
				(180点程度)	(180点程度)	(180点程度)

	内水面魚種	下流域	ウグイ アユ ウナギ	ウグイ アユ ウナギ	ウグイ アユ ウナギ	
		上流域	イワナ ヤマメ	イワナ ヤマメ	イワナ ヤマメ	
			(20点程度)	(20点程度)	(20点程度)	
野生鳥獣		イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ		
		(16点程度)	(17点程度)	(17点程度)		
その他の食品		ミネラルウォーター・緑茶 乳児用食品 発酵乳・乳酸菌飲料 麺類等穀物加工品・豆類 加工品・こんにやく 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 漬物 乾燥野菜(果実)・ジャ ム・野菜(果実)ジュース そうざい 豚・めん山羊・馬	乳・乳飲料 乳児用粉ミルク 発酵乳・乳酸菌飲料 麺類等穀物加工品・豆類 加工品・こんにやく 漬物 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 そうざい 豚・めん山羊・馬	乳・乳飲料 乳児用粉ミルク 発酵乳・乳酸菌飲料 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 魚介類加工品・水産加工 品 漬物 麺類等穀物加工品・豆類 加工品・こんにやく そうざい 豚・めん山羊・馬		
		等 (34点程度)	等 (34点程度)	等 (34点程度)		